

# 決算審査特別委員会（本審査）

令和7年11月7日（金） 議場

## 【経済部】

○高橋委員長 おはようございます。昨日に引き続き、これより決算審査特別委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。本日、阿部沙希委員が欠席です。よって1件質問がありましたが削除させていただきますので御理解をお願いいたします。本審査前にもう一つお願いがあるんですが、説明員の方は挙手の際、はいと手を挙げていただくよう改めてお願ひいたします。また、マイクを口元に向けてくださるよう併せてお願ひいたします。よろしいでしょうか。それでは経済部の本審査に入ります。1番、山口委員。

○山口委員 はい。7番、山口雄彦です。町有林野の貸地料の詳細を説明お願ひします。

○高橋委員長 どうぞ。

○林務係長 農林課林務係長の谷です。山口委員の御質問にお答えいたします。土地建物貸付収入貸地料のうち、町有林野の貸地料の詳細につきましては、牛の放牧地として個人、団体へ貸付けしており、件数で20件、面積は468.99ヘクタールで248万5647円の収入となっております。また、道道及び町道の道路改良工事に伴う貸地として2件、面積は1022.16平米で870円の収入となり、町有林野の貸地料の合計は248万6517円となります。以上です。

○山口委員 委員長。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○山口委員 7番、山口雄彦です。再質問させていただきます。いろいろ昨今、物価高騰とかありますけれども、貸地料の値上げについては検討されたことはありますでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○林務係長 貸地料の値上げについては、現在のところ標準単価等を使用させていただいており、その標準単価が改正されれば、見直しをする形になることになっております。以上です。

○山口委員 はい、分かりました。

○高橋委員長 この件について他に質問はありますか。はい。なければ2番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。加工研修センターの売上げが令和5年と比較し200万円ほど伸びたその要因として、ふるさと納税の返礼品が令和5年の2セットから令和6年度は9品目に増やしたことが大きな要因であるとの回答をいただきました。この9セットのそれぞれの内訳について教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○畜産食品加工研修センター長 畜産食品加工研修センターの熊谷です。ただいまの江口委員の御質問に回答いたします。数字を内訳を申し上げますので、恐れ入りますが前回まで回答しております決算審査表の2ページをお開き願います。ふるさと納税返礼品の出荷実績を精査したところ890セットの誤りでした。大変申し訳ございません。訂正させていただきます。令和6年度実績890セット、販売額224万6037円の内訳についてですが、上からチーズソーセージ詰め合わせセット142セット、味比べセット188セット、ふるさと納税用A F クラブ商品のセット、前期後期年間の3コース合計40セット、ゴーダチーズ1キロ詰め111セット、ゴーダチーズ125グラム4個入り275セット、ソーセージ・ケーゼ詰め合わせ28セット、食べ比べチーズセット31セット、生ハムサラミ6セット、よくばりセット3ヶ月6ヶ月9ヶ月、3コース合計で69セット、計890セット

となります。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。数量について今説明をしていただきまして、890セツであったということで、非常に好調の兆しが見えているというふうに思います。この発注数というのは、上限どの程度までセツ数として対応できるのか。また、今教えていただいたものの中、例えばゴーダの4個セツやソーセージ・ケーゼで詰め合わせといった上位にあるものの価格帯、ふるさと納税の寄附セツ価格と言うんですか、それも合わせて教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○畜産食品加工研修センター長 現在ですね、ゴーダチーズ1キロセツは数量限定をつけて販売しています。というのは製造が追いつかない状態ですので、ゴーダチーズ1キロセツに関しては月に10セツ、それからゴーダチーズ125グラム4個セツに対しては、これも数量限定をつけて販売しています。こちらに関しては1週間に10セツ限定となっております。その他のセツに関しては、毎月30セツほどの注文まで対応可能と考えています。販売価格帯については、ちょっと今把握はしていないんですけども大変申し訳ないです。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。ふるさと納税についてはセツの価格はあとで確認しますので大丈夫です。それともう1点なんですが、好調の要因として町内店舗への発注数も好調に推移というふうにありますので、この推移についても、どの程度どのような形になっているのかについて説明願います。

○高橋委員長 ちょっとここでお願いがあるんですが、説明員は答弁のときに所属と氏名を言ってから答弁をお願いいたします。はい、どうぞ。

○畜産食品加工研修センター長 はい。畜産食品加工研修センターの熊谷です。町内店舗への販売ということで現在6店舗に卸している状況です。6店舗合わせて年間約618万円ほどの売上げがあります。これは前年度対比3%の伸びとなっております。以上です。

○江口委員 はい。以上です。

○高橋委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ4番、平山委員。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。移住促進にあたり、委託先である観光協会から新たな提案と定期的な協議等が行われているのか教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○地域振興係長 経済振興課地域振興係長の猿谷です。ただいまの平山委員の御質問にお答えいたします。既存のイベントやお試し暮らしなどの運営方法につきましては、打合せ事項がある場合には、その都度協議を行い解決を図っているところでございます。また、移住についての新たな提案についてでございますが、書面で回答いたしましたCafé de 330などは、令和6年度になかしへつ観光協会から提案を受けまして、新たに開催した移住者と町民をつなぐ交流会でございます。その他、今までのお試し暮らしへは生活面の体験にとどまっていたとの反省点から、就労体験と暮らし体験の両方を提供することで、移住前に就業、生活環境を総合的に把握できる仕組みを整えてはどうかと提案を令和6年度に受けまして、今年度は北海道の補助を受け北海道移住交流フェアに参加いただいた方などをターゲットに、移住職場体験実証を行う予定でございます。その他でございますが、首都圏で行う移住イベントに参加した際につながった移住やテレワーク関係団体への加入など提案を受けているところでございます。以上でございます。

○平山委員 委員長。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。再質問させていただきます。新たな提案等でいろいろな事業が変わっているということなんですかけれども、予算決算については金額等は変動がないんですけれども、その辺について要望等はないんでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○地域振興係長 経済振興課地域振興係長の猿谷でございます。ただいまの平山委員の質問にお答えいたします。予算につきましては、今後の話しになりますので、今現在でお答えすることはできかねますけれども、そういった新たな施策を行うということで費用がかさむということは認識しておりますので、そちらについては提案を受けたら総合的に判断してまいりたいと思います。

○平山委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次6番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。多文化共生推進事業のうち、国際交流ボランティアによるホームステイやホームビジットに係る予算が執行されなかつたことによる不用額というふうな回答をいただいておりますが、この事業のホームビジット、ホームステイというのは、中心的なイベントになるのかなというふうに思っておりましたが、なぜこれが執行されなかつたのかについて、まず説明をお願いいたします。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。執行がされなかつた要因といたしましては、ボランティア制度におけるホームステイ、ホームビジットのそれを希望されるボランティアが少なかつたということが一つの要因かと考えてございます。おっしゃるとおり、予算の提案のときはこの事業がそれなりに活用いただけることを期待して予算要求をさせていただいて承認いただいておりますけども、その後、ボランティアの募集を行いました。その中において、ボランティアの募集につきましては、活動される方が希望する場面で活躍をいただくということで募集の希望を受けております。募集につきましては、イベント運営支援、それから通訳翻訳の支援、それとホームステイビジットと、これの中から任意に自由に選んでいただく、このような形になってございますが、6年度12名の申込みをいただきましたけども、その中でホームステイについては1名の方、それからホームビジットについては2名の方の登録というふうになっております。このような形でホームステイ、ホームビジットにつきましては、御家庭の理解も必要かと思っておりますので、現段階ではなかなか積極的に受け入れを勧奨するような状況にはないという判断をしているところでございます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。12名の登録者のうちの希望者が少なかつたというのが大きな理由ということですが、ホームステイまでになると非常にちょっと大がかりになるので大変かと思いますが、例えは数時間程度のビジットで、2名既にいらっしゃるのであれば、町内にいらっしゃる、まずはその留学生や外国人の方などを何て言うんですかね、まずやってみて、2名の方に協力ををしていただき、そこからさらにPRをして広げていくというような手法は考えられなかつたんでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えをいたします。ち

よつと繰り返しになる部分もありますけども、あくまでもボランティアの活動につきましては、ボランティアの登録者の方の自由意思によるところがございます。ですので、先ほどの方がせっかく提案いただいたというのは、確かにそのような御意見もあろうかと思います。反面募集の応募のほうにつきましても、現在私どものほうにいただいているものがないと、これまた一つの状況です。ですから、せっかくそのような何だろう、活用をしたいという方いらっしゃいますので、その意思に応えられるように、今後こういう情勢が多文化共生国際交流の機運が高まってまいりましたら、ぜひそこのマッチングは図っていきたいと考えているところでございます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。何かと世相的にも外国人を排除するような、国を挙げてですね、気運が見受けられます。そういった中において、中標津町においても学生のみならず、様々な場面で外国人の力がなくてはというところがありますので、ぜひ、こういったところを利用して、多文化共生をさらに図っていただきたいというふうに思っております。もう1点については、報償金の執行が実績回答をされておりませんが、共催であっても町が謝金を支出するというふうな形なんでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの2点目の御質問、お答えさせていただきます。報償金の執行の実績回答、まずこの点につきまして、ちょっと申し上げさせていただきたいと思います。4件の内訳でございますが、日本文化体験事業、こちらには4万円の支出を行っております。また、主催事業といたしましては町の国際交流事業、これは外国の皆さんの母国の料理教室、こちらはテキスト作成や調理の指導、こちらのほうにつきまして1万円を支出しております。また、町内の事業者や在住外国人、就労者主に対象とした学習事業、これ日本語の学習事業、こちらのほうの講師の方へ15万2270円、こちらを支出しております。また、共催事業といたしまして、町内の団体による国際交流イベント、こちらへ3万円を支出しております。また、御質問の共催についての支出の件でございますが、共催ということはすなわち町とともに主催すると、このようなイメージでございますので、町として応分の負担をしていると、このように御理解をいただければと思います。以上です。

○江口委員 はい。以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問はございますか。はい。なければ次に7番、江口委員。

○江口委員 はい。昨年度、令和6年の予特の際にもタイへのプロモーションという部分について質問いたしましたが、そのときには、なかなか円安になってしまったりというところでお話しがありました。また、せっかくタイへの間口を1度開いて動画を作ったり様々しましたので、そこを全く何もしないのは非常にもったいないというふうに思っております。そこで、今後、タイについてのプロモーションというのは機会を見て、またこのような条件になったら再開しようといった見通しというはあるんでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。私のほうからただいまの質問にお答えをさせていただきます。今後の事業というところが若干ございますので、決算審査という性質上、また予算編成前の段階においてなかなか具体のお話しをすることは難しいのはちょっと御承知いただいた上での御答弁となります。この事業におきましては、これまで令和5年度から1年度につき2ヶ国ずつ訪問を行っております。その中で実施してきた国で得たチャンネル、これは一つの成果だと思っております。ですから、このチャンネルを活用したアプローチ、こちらにつきましては単年度

で終わることなく事業後も継続的に行っております。また、今回御質問のタイの事例で申し上げますと、これは令和5年度に実施をしておりますが、まず留学生につきましては、今回チャンネルを得ていただきました現地の泰日工業大学という、これ現地の大学ですけども、こちらのほうと岩谷学園さん、連携して行っています学園さんのはうにおきまして、送り出しにかかる協議が続けられました。その結果、令和6年につきましては2名の方の留学生、そして、令和7年度8名の方が留学をタイからいただいている、このようなことも実績かと考えております。また、送り出し機関のはうにつきましては、現地の技能実習生の送り出し機関、こちらと関係性をつなぎまして、実現には至りませんでしたが介護事業者の皆様とつなぎアプローチが図られた、このようなことを継続しておると御理解いただければと思います。今後の外国人財誘致推進事業の設計は、これから内部で検討を重ねてまいりますが、事業形態がどうあっても現地送り出し機関とのチャンネル、これは貴重な成果ですので、これを生かしたアプローチを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○江口委員 分かりました。以上です。

○高橋委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ10番は阿部沙希委員なのでこれは削除して、12番、平山委員。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。アンケート調査については実施していないということで答弁いただきました。支援金の金額を見直すのが前提ではなくて、学生が支援金をどのように受け止め活用されているのか、事業成果を把握するためにアンケートを実施するべきではないかと思うんですが、御意見をお願いします。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。先に提出いたしました書面答弁、こちらにつきましては当時の委員との御質問の内容、それから私どもの答弁の当方の記録を基に作成をさせていただきました。改めて今回の質問を支援金の活用内容の把握、また、実績の把握のための実施というふうに今回受け止めさせていただき御答弁申し上げます。当方のほうでは、令和6年度中に生活状況の調査といたしまして、学園のほう、生徒ではなく学園のほうにアルバイト確保の状況であるとか、その就労時間、この辺りを聴取してまいりました。その概要は記載させていただきました。また今回、今御質問のほうで実績調査の視点での調査の御提案と受け止めます。こちらにつきましては、おっしゃるとおり必要性を私認識しておりますので、学校の協力を前提となります、ぜひアンケート調査を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○平山委員 以上です。

○高橋委員長 この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ14番、山口委員。

○山口委員 はい。7番、山口雄彦です。中標津空港の利用促進期成会の負担金ですけれども、こちらの2049万9000円ということですが、ほとんどが中標津町が負担されている部分です。これについては空港のある場所が中標津町なので、他の町が負担金が少ないということはもう十分理解しております。そこでです。飛行機の搭乗率というのは、中標津町にとっても、それから航空会社にとっても非常に大切なものだと思っております。特に冬の閑散期においては搭乗率については航空会社のとても重要な課題であると思ってます。そこで中標津町と航空会社との3者で話し合いを持って、閑散期の思い切って施策を立案して、その際に航空会社から応分な負担をいただく。それを毎年通年化していくようなことというのは、えませんか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○空港対策係長 空港対策係長の猿谷です。ただいまの山口委員の御質問にお答えいたします。中標津空港の利用促進期成会の目的でございますが、中標津空港の需要拡大及び航空路線の確保をもつて利便性を図り、地域経済の発展及び地域住民生活の向上を図ることと定めております。文書でも御回答いたしましたが、ANA、JAL、HACとは中標津空港の需要拡大を図るための事業展開を一体となって行っておりますが、同時にですね、航空路線の維持確保の要請先となる団体でございます。先ほどおっしゃられたとおりですね、航空会社にとっても搭乗率というのはとても重要な面でございます。ただ物価高によるコストの増加などで国内航空路線の半数以上が赤字であるとの報道がなされていることは御承知かと思いますが、営利企業としましては厳しい収支状況の中でも、地域における中標津空港の重要性を御認識いただきて、中標津空港発着路線の維持確保に御協力いただいている状況でございます。こうしたことから、ANA、HAC両者から負担金をいただく考え方などは持っておりませんが、閑散期の搭乗率の改善など、そういった事業展開は今後も航空各社と良好な関係を保ちつつ、地域一丸となって利用促進に向けて努力してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○山口委員 委員長。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○山口委員 はい。7番、山口雄彦です。再質問いたします。まず航空会社から不況の中、協力をいただいているということでしたけれども、この協力いただいていることの具体的にどのようなことかお願いできますか。

○高橋委員長 どうぞ。

○空港対策係長 空港対策係長の猿谷です。御協力いただいているというのは、赤字の中でも中標津空港維持確保に継続して中標津空港を廃線にしないというようなところで御協力をいただいているという形の御答弁でございます。以上です。

○山口委員 委員長。

○高橋委員長 どうぞ。

○山口委員 7番、山口雄彦です。再質問いたします。路線の維持ということは、中標津路線が赤字で撤退するという意味ですよね。私の感覚では中標津路線、特に中標津札幌については北海道内でもドル箱路線だと思っております。この状況の中で特に撤退というのは余り考えられないと思いませんけれども、それについてはいかがですか。

○高橋委員長 どうぞ。

○空港対策係長 空港対策係長の猿谷です。中標津空港の路線なんですかけれども、航空会社のほうに要請したりですね、状況のほうをお伺いしてますかけれども、中標津空港の全便、今のところ黒字化はしていないと。現状で言いますと通年を通して以前の状況でございますと、60%の搭乗率を維持できれば、通年ですね、通年60%の搭乗率維持できれば収支がとんとんになるといったような状況でございましたが、昨今の人件費高騰物価高騰などコストが軒並み上がっておりまして、国内の航空路線でございますと通年で75%は維持しないと収支がとんとんにならないといったような状況でございます。以上でございます。

○山口委員 はい、分かりました。

○高橋委員長 この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ15番、宗形委員。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。同じところの中標津空港利用促進期成会負担金について質問させていただきます。回答書では令和5年度に実施したエゾシカ首都圏マルシェ事業というの

をやられて、6年度続編としてこういったエゾシカマルシェの事業者と地元の生産者とつなぐというような事業をやられていて、大変すばらしいなとは思うんですけども、この事業者と向こうの事業者の交流がどの程度図られたのか、まず教えてください。

○高橋委員長 どうぞ。

○空港対策室長 空港対策室長佐瀬と申します。ただいまの宗形委員の御質問に御答弁申し上げます。令和5年に実施しましたエゾシカ首都圏マルシェにつきましては、都内有楽町の交通会館で実施をいたしました。これにつきましては管内の事業者に出店を募集しましたところ、町内事業者2社と中標津農業高校が出店しております。当日は多くの商品を取り揃えまして、売り切れになるほどのような商品が出るということで大変好評をいただきました。当日は多くの商品を取り揃えまして交通会館でイベントスペースで行いましたが、マルシェ以外にも様々な地域から食品等の販売をされておりまして、会場内での出店者同士の交流、いわゆるB to Bというようなものも行われておりました。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。例えばこのエゾシカマルシェっていうことで、道東のエゾシカを向こうに持つていて販売するという、販売と言うか向こうの事業者と交流するということですので、なかなか中標津町、エゾシカ自体も96%くらいがペットフードになってしまって、あとは少ないですけども人が食べれるように加工したりとかっていうふうなことがあって、なかなかなじみが人が食べるには少ないのかなと思うんで、せっかくのこういう機会ですので、向こうの例えばシェフとか交流ができるんであるならばどんどんしてって、やっていくっていうことが一つ大事かなというふうに思います。先ほどの山口委員からのいただいた答弁なんですけども、答弁の中にもやっぱりどうやったら空港路線維持できるかということで、ANAとかにも関わっていただいているのかなというふうに思うんですけども、やっぱりその空港路線の維持のための期成会かなと思うので、そういったこういう事業をせっかくやられているので、中標津町でもうそういったエゾシカ食べられるところ、前に旬の食材活用事業でエゾシカの事業をやられていましたけども、そういうので向こうでやられたことを中標津で飛行機を使って食べに来ようみたいなルートって言うかマネジメントっていうかね、そういうのを中標津町自体がもうやつてしまつたほうが、期成会でやるよりね、やつたほうがいいのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○空港対策室長 空港対策室長佐瀬と申します。ただいまの宗形委員の御質問に御答弁申し上げます。まさにおっしゃるとおりでございまして、この期成会でやりましたエゾシカの事業でございますが、ANAさんとの連携事業ということで、この企画立案につきましてはANAさんが主体でやってございます。それについて期成会のほうで支援協力してることでございまして、このエゾシカ事業を進めておりました。首都圏でいろいろ販売しましたところ、このマルシェをやつたところですね、やはり関心を持ってくれる方、寄ってくれる方というのは、一度口にされた方が多かつたなということが多くありました。実際私たちも売りに行って食べたことがありますというのも大半であつて驚いたところでございます。逆に地元よりも首都圏のほうが口にする人が多いのかなっていう感想もありました。あとは一方地元のほうでの理解ですね、エゾシカを食べるとかっていうことが余り機会がないのかなというふうに思います。そういうものも含めまして、ANAさんとは利用促進を図るということで期成会と一緒に、どうやつたら人に乗つていただけるかという搭乗促進の部分でいろいろ知恵を出し合つてやっております。ですので、今おっしゃられたような、食べ

物としたものを進めていくというのは、ここ数年事業としてもやっておりますので、いろんなものを使いながら搭乗利用を促進を進めていくところで、町も食品、こういったものになりますと経済振興課だけじゃなくて農林課ですとかいろんなところとも連携してくるものが出てきますので、そういう総合的な判断をしていきたいと思っています。以上でございます。

○宗形委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ 17 番、長渕委員。

○長渕委員 はい。4 番、長渕豊です。農業振興費のエゾシカ対策について、不用額 60 万が出たよということの要因についての御回答をいただきました。その中で個体数が減少していない現状で、目標頭数の達成に向けて猟友会や搬入業者との調整、協議を的確に実施できなかったのかお伺いします。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○自然環境係長 農林課自然環境係長島田です。ただいまの長渕委員の御質問にお答えいたします。令和 5 年度の有害駆除期間終了後、猟友会、両農協、農業事業者を構成員とするエゾシカ協議会を開催いたしまして、その中で令和 6 年度の鹿駆除目標数を千頭に設定したところですが、計根別地区の搬入業者について、協議会が開催されたあの令和 6 年 3 月下旬に辞退の申入れがありました。その後、有害駆除が始まってから再開の申入れもいたしましたが、人手不足の状況は改善せず受け入れ再開には至りませんでした。そのようなことから、中標津地区の搬入業者と調整を行いまして、目標頭数の受け入れ体制を整え対応いたしました。また、捕獲従事者につきましては、毎年多数の捕獲実績を持つ従事者が別の事業として依頼されたヒグマ対応を請け負っていたため、例年どおりの活動ができず、他の従事者にも打診し調整を図りましたが、当事業は捕獲従事者の空き時間に対応していただいているもので、時間的余裕が確保できず目標頭数に至らなかったものでございます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○長渕委員 はい。4 番、長渕豊です。再質問させていただきます。今の御答弁の中では非常に苦労されてるなというのは分かりますし、これから今、熊の状況というのも非常に、これからまたますます大変なのかなというような状況もありますけども、残念ながら、今の回答をいただいた限り、駆除する頭数をきちんと目標頭数を達成できるっていうような状況にはないということになってしまふということで、なかなか見通しがつかないということになるんでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○自然環境係長 農林課自然環境係長島田です。ただいまの再質問にお答えいたします。捕獲従事者を増やしまして時間的余裕を確保することにより目標頭数を達成することを検討していきたいと思って考えております。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○長渕委員 4 番、長渕豊です。処理するのに受け入れるところが閉鎖してしまってというような状況なんで、根本的に持つて行く場所がないということであれば、なかなか処理できないっていうことだと思うんですが、その辺はいかがですか。

○高橋委員長 どうぞ。

○自然環境係長 農林課自然環境係長島田です。ただいま再質問にお答えいたします。処理業者ですが、ただいま中標津町では町内 1 社の事業者の方に依頼しておりますところでございますけれども、今年度の話しになってしまふんですけども、なかなかその千頭近く処理しておりますので、人の

雇うことによってそこの事業所は対応できるということをお話しいただいておりますので、恐らく大丈夫だと考えております。大丈夫だと考えております。以上です。

○長渕委員 はい。ありがとうございます。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ20番、宗形委員。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。中標津町牛乳消費拡大推進委員会負担金ということで、条例施行10周年記念事業について質問させていただきます。町のホームページには牛乳消費拡大のページはあるんですけども、10周年記念の内容の広報が一切確認できません。事業実施後の取り組みも必要になってくるのではないかなどは思いますけども、いかがでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○畜産係長 農林課畜産係長の山下です。ただいまの宗形委員の御質問に御答弁申し上げます。10周年記念事業の実施にあたりましては、町ホームページを通じて、随時情報発信を行っておりましたが、事業終了後の成果や結果についての広報が十分ではございませんでした。委員御指摘のとおり事業実施後の情報発信は非常に重要であると認識しておりますし、特に牛乳消費拡大に関する取り組みについては、町民の皆様の理解が欠かせないものであると考えております。今回の御指摘を受けまして、今後は事業終了後の情報発信について改善に努めてまいりたいと思ってございます。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。十分情報発信していくことなので納得しました。発信していくんですけども、事業去年度にやりましたけども、やっぱり町民がどれだけ当町でやってるんで、どれだけ町民が認識してるのであって言うと、僕ちょっと低いんじゃないかなあというふうに思うんです。なので10周年記念だって分かっている人は言っているかもしれないけども、分かってない方はとても少なくちょっと感じます。手法って言うかですね、この間、富良野市にちょっと視察行った機会がありまして、そこの富良野ワインを見たんですけども、ラベルに富良野市もその富良野ワイン乾杯条例っていうのがあって、それを富良野ワインのラベルに貼って、本当に条文をパパパって貼つて、本当飲む方がこういう条例があってこういうふうに飲まなきやいけないんだっていうのを認識できるような仕組みづくりってされているんです。なので、うちの町でももしできるのであればそういう、例えばですけどもね、手法として牛乳パックにそういう条例があることによって、いつで、どういうふうに活用されているのかっていうのは、目に見て分かりやすい方法もあるのではないかなどと思うんですけども、いかがでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○畜産係長 農林課畜産係長の山下です。ただいまの宗形委員の再質問に御答弁申し上げます。牛乳パックへの条例の記載については、事業者との調整が必要なものでございますが、牛乳乾杯条例の紙コップというものを牛乳消費拡大推進委員会で制作しております、各種イベントへの牛乳の提供の他に、紙コップの提供も行っておりまして、その際に紙コップで牛乳で乾杯をしていただくということをしていただいております。町民への乾杯条例の浸透というところも、牛乳消費拡大の応援キャンペーンというのを過去これまで継続して行ってまいりまして、令和6年度でいけば応募総数が1500件を超えるなど非常に好評なものと捉えております。ただ、町内だけではなくて町内外問わず、牛乳消費拡大PR必要だと思っておりますし、中標津町内、牛乳各種製品が出てきておりますので、農協1者だけではなくて他の6次化を進めている農家さんの牛乳も含めて、PRを牛乳消費拡大推進委員会で進めてまいりたいと思ってございます。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。はい。今までの内容は分かりました。ちなみにこの事業にやられるときのポスターなんんですけど、ポスターを作られたかなとは思うんですけども、この事業者さん、デザインしてもらって作成してもらったかなと思うんですけど、これの事業者選定の基準と方法を教えてください。あと選定した理由ですね。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○農林課長 農林課長有賀でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。ポスターの選定につきましては、町内業者を考えておりまして、その中でのデザイン、ポスターのデザイン等を作成できるのが1社だけという認識でおりました。通常の印刷会社であればポスター・デザイン画があって、その印刷というのは可能だったはずなんですが、デザインも全て任せられるというところが1社しかなかったということから、そこに任せたということになっております。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。デザインができるのは1社ということですけども、そこは指定業者、町の入札するにあたっての指定だったのか、1社ですけども何が言いたいかと言うと、町もやっぱり先ほど言わされたように、印刷会社がいっぱいあってデザインも考えてくれるかなと思うんですけど、なぜ1社だったのかなというふうな今疑問なんですよね。はい。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○農林課長 農林課長有賀でございます。ただいまの御答弁申し上げますけれども、デザインと印刷を別々に発注をかけると確かに業者多数存在することになりますけれども、デザインと印刷をまとめてということで、ちょっと考えていたものですから、そういうことになりました。以上です。

○宗形委員 以上です。

○高橋委員長 すみません。12番、高橋です。関連質問って言うか先ほどの質問で、富良野ワインのようにラベルにワインの乾杯条例が印刷されてるのは、中標津町の牛乳パックではできないという答弁でしたか。確認したいんですけど。しないということなんでしょうか。はい、どうぞ。

○農林課長 農林課長有賀でございます。ただいまの御質問にお答えします。牛乳パックのところに印字することは、中標津牛乳にただいまの学校の生徒が小学生の絵が印字されていますけれども、そこに盛り込むことがもしかしたらできるかなというふうに思いますので、中標津農協と検討していく余地があるかなとは思います。できるできないというのはその検討後だとは思うんですけども、ちょっと今現段階でできますとはっきり申し上げることはできません。すみません。

○高橋委員長 はい、分かりました。はい。この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ23番、宗形委員。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。有害鳥獣対策経費で35万4670円決算されております。この事業実施で町民や獣友会の安心安全につながる事業だったのかっていうことを確認したいと思います。その前の答弁、22番の答弁だったんですけども、市街地やその周辺でヒグマ出没が19件確認されているということで、4回がパトロールされたということで、ちょっと余りに少ないんじゃないかなあというふうに思うんです。この間も市街地に出て、毎年ですけども標津川の川沿で熊出没しているというふうに認識しているのですけれども、この予算で本当に間に合っているのか、予算満額を使われていますけれども、足りているのかどうかっていうことをまずお聞きしたいと思います。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○自然環境係長 農林課自然環境係長島田です。ただいまの宗形委員の御質問にお答えいたします。ヒグマ有害駆除につきましては、畠に度々あらわれる熊に対して箱わなを用いた有害駆除を実施いたしまして1頭の駆除を行いました。この駆除により農業被害の他、人身被害の発生を実際に防いでおります。春期捕獲事業につきましては、捕獲従事者的人材育成を目的として位置づけております。また、ヒグマ狩猟経験者よりヒグマの行動パターンについて学習を行うなど、後進の育成に一定の効果を上げております。ハンターによりましては手法は異なるため、自身に合った技術は経験者に直接教えてもらいながら習得する必要がありますが、このような取り組みにつきましては、経験者からの意見を踏まえ、今後の育成に生かしていきたいと考えております。昨年度19件市街地周辺にヒグマが出没し、そのうち4件の猟友会のパトロールということでございましたけれども、ヒグマの出没の情報がありましたら、まずは我々役場の職員が見回りまして、そこでヒグマの痕跡、もしくは姿があれば猟友会のほうに出動要請するという形を取らせていただいております。この4件というのは余りにもちょっと町に近過ぎた、あるいは町のほうに向かっていく様子が伺えたということで緊急事態と判断し、猟友会にすぐにパトロールのほうを要請したものでございます。予算につきましては、6年度につきましては、檻の仕掛ける賃借料が1回分しかなかったもので、2回目の檻の仕掛けが発生いたしました。こちら流用によって対応いたしまして、令和7年度につきましては3回分予算計上しております。以上のことから、本事業の継続により安心安全につながるものと考えており、近年のヒグマの出没状況等を考慮し猟友会と相談しながらヒグマ対応にあたってまいります。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。檻の予算が1回分しかなくてさらに流用されて活用されたということですけども、ヒグマも多く出ている。これは町民に対してすごく被害がありますし、出ていただく猟友会にも危険がかなり伴うものかなと思います。熊もあるんですけども、ここにカラスというのもあります。他の有害鳥獣なので熊だけじゃないんですけども、その辺りの影響っていうのはなかったんですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○自然環境係長 はい。農林課自然環境係長島田です。ただいまの宗形委員の再質問にお答えいたします。カラスに対する影響でございますけれども、令和6年度は527羽のカラスを捕獲しております、こちら中標津町鳥獣被害防止計画では600羽の駆除を位置づけておりまして若干ちょっと足りない状況となっております。例年であればヒグマの報償金が少し余りましたので、その分をカラスに割当てて駆除のほうをお願いしていたのですけれども、ちょっと今年度は527羽止まりとなっておりまして、カラスのほうにも多少影響が出ているものと思われます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。つまり全体として予算が全然足りていないというような見解で間違いないですね。はい。予算が足りないって話なんですけども、委員会の中でハンターさんの1時間当たりの出動料っていうかね、時給が1140円でしたよね。はい、1140円で、実質、今の最低賃金とちょっと上乗せしたくらいの金額で命をかけて出動されていると思うんですけども、これの以前に僕も金額は少ないんじゃないかというような話しさせてもらってるんですけども、これの賃金の上げっていうのは、令和6年度は検討されなかったんでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○自然環境係長 農林課自然環境係長島田です。ただいまの再質問にお答えいたします。単価につきましては、当町の動物を扱う作業員の時給をベースに令和6年度に値上げを検討いたしまして、近

隣市町の情勢を参考に価格を決定しまして、令和7年度より値上げをしているところでございます。こちらの金額、時給1260円となりまして根室管内では、中ほどの水準となっております。以上でございます。

○宗形委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ24番、長渕委員。

○長渕委員 はい。商工費のほうで570万ほどの不用額を出したってことに対する返答をいたしました。それで経営指導員には講習の受講が必須ですが、記帳指導員に資格は必要なのかということと、令和5年度の決算審査回答と同じ理由で未採用などの都合というふうに回答あったんですけども、その都合というふうに書かれてる意味はどういうことなのでしょうかということです。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○商工労働係長 はい。経済振興課商工労働係長の沖田です。ただいまの御質問にお答えいたします。まず、2点御質問いただいたかと思いまして、1点目、記帳指導員の資格の関係ですけれども、記帳指導員の資格は必須ではございませんが、日商簿記3級程度の知識が求められるというところでございます。また、2点目の未採用の理由等でございますけども、改めまして予算時の積算としまして、事務局長1名、経営指導員3名、補助員2名、記帳専任職員1名、記帳指導職員2名、こちらがですね、令和6年度当時0名でしたので募集予定というところでございまして、そして記帳指導員2名の人物費に対する補助として積算していたところでございますけれども、令和6年度に入り記帳指導員1名が退職というところでございまして、その後募集を行っていたが採用には至らなかつたというところでございます。また、記帳指導職員もですね、2名募集予定というところで積算していたんですけども、こちらも商工会様のほうですね、募集を行っていたんですけども、1名採用に至りましたがもう1名は採用に至らなかつたというところでございます。なお、採用に至らなかつた主な理由としては、やはり昨今の人手不足の影響もございまして、そもそも応募が来ないというようなところで話しかけているところでございます。以上です。

○長渕委員 はい、ありがとうございます。

○高橋委員長 この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ次27番、平山委員。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。答弁において各事業の補助金について内訳をいただきました。答弁より融資保証料等の支援が61件というふうに様々な融資を求める企業が多くなっている割にですね、3番の空き地空き店舗等活用事業補助金については利用が少ないと感じます。これは令和5年の決算時のときにも制度の見直しを検討していきたいとおっしゃっていましたが、今回の実績を踏まえてですね、成果をどのように受け止めているのか教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○商工労働係長 はい。経済振興課商工労働係長沖田です。ただいまの御質問にお答えいたします。まず1点目でございますけども、保証料補助と空き地空き店舗の件数の連動性というところでございますけども、改めて御説明させていただきますが、中小企業融資保証料補助は、中標津町中小企業融資制度を活用した中小企業等における融資保証料への支援となりまして、当該融資制度は、町内で同一事業を1年以上営んでいるということを要件としているため、町内で新規創業を行う個人、法人への創業費用の支援である空き地空き店舗等活用事業補助金の件数とは、まず連動しないと言いますか、というところは御理解いただきたいと思います。それを踏まえまして、空き地空き店舗の活用件数が少ないのでないかという御質問、また見直しはどうなのかということの御質問で

ございますけども、そうですね、予算の話になりますので、今ここで明確な答弁は申し上げられないのですが、この空き地空き店舗等活用事業補助金というものがですね、中小企業事業者の支援施策でございまして、これまで制度の内容については、中標津町中小企業振興審議会及び部会によってですね、検討をされていたというところでございまして、この内容についてもですね、改めてですね、この部会に諮ってですね、検討と言いますか、はい、進めていきたいと考えてございます。以上です。

○平山委員 委員長。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。確認させていただきたいんですけども、今審議会のほうで調査検討を進めているという段階ということで認識してよろしいでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○商工労働係長 はい。経済振興課商工労働係長の沖田でございます。まだ検討には至っておりませんで、ちょっとすみません、これから話になってしまふんですけども、今年度中にですね、審議会を開催する予定ですので、その中でですね、改めてこちらが平成23年ですか、今の名前制度になってからもう10年以上経っておりますので、見直しは必要だとちょっと担当としては考えておりまして、ちょっと明確なことは申し上げられないんですけども、議題には上げていきたいなと思っております。以上です。

○平山委員 分かりました。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問ある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次29番、長渕委員。

○長渕委員 はい。4番、長渕豊です。商工振興費の中での新商品の開発支援事業補助金について御回答いただきました。このことについては、本町の経済に対する大きな起爆剤となることから質問させていただきます。本補助金への需要というのはどの程度見込んでいたのかということと、あと事業者間交流や大手の開発者による講習会など、そういうことがどの程度開催されたのか、また、開催しなかったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○商工労働係長 はい。経済振興課商工労働係長の沖田でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。はい。まず、本補助金の需要についてでございますけれども、本補助金につきましては、令和5年度の実績を踏まえまして、新商品開発改良事業として5件、販路開拓事業として5件を見込みまして、予算額400万円として予算要求をさせていただいたところでございます。実績としましては新商品開発改良事業が7件、販路開拓事業が1件で合計8件で379万9000円の補助を行つたというところでございます。また、問合せをいただきましたが予算の都合等ですね、活用に至らなかつたものが2件程度あったというところでございます。また、2点目の事業者間交流等の開催の実績でございますけども、まず町として開催したということはございません。なおですね、この当該補助金によってですね、事業者間交流、いわゆるB to Bですかね、の参加の費用であつたりですね、大手開発者からのコンサル料というのもですね、この補助金で補助対象となってございますので、こちらの補助金を御活用いただきたいと考えてございます。また、町としてこの事業者間交流であつたり、大手開発者による講習会などを開催していない理由としましてはですね、様々な団体で同一ですね、講習会であつたりですね、事業者間交流等行われております、やはりノウハウとしましてはそちらのほうが優れているというところもございますので、町としてはですね、こういう補助金を御用意して、この補助金を活用して事業者さんの意思によってですね、参加いた

だくのがよろしいと考えております。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○長渕委員 はい。4番、長渕豊です。今の御返答本当にすばらしいなと思いましたけれども、新たな商品を開発するという意味では、新たなカンフル剤が必要です。そういう意味では事業者間交流だとか、大手の開発者を呼び込んでのノウハウを受講するということが、新たな商品開発につながっていくと思いますし、新たな同じ町内の事業者間同士の化学反応が起きる可能性もあるので、ぜひともよろしく考えていただきたいと思います。以上です。いいです。質問じゃないです。

○高橋委員長 質問になっていないんですが。

○長渕委員 質問じゃなくて、ありがとうございましたということでした。すみません。

○高橋委員長 質問になってない以上は独り言になってしまいますので、今後注意してください。よろしいでしょうか。質疑中なんですが、ここで11時10分まで休憩といたします。

(休憩)

○武田副委員長 時間前ではございますが皆さんお揃いですので、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。決算審査特別委員会副委員長の武田開人です。これより委員長に代わりまして進めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。32番、栗栖委員。

○栗栖委員 はい。3番、栗栖陽介です。委託業者名、業務内容詳細などについてお伺いします。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○観光振興係長 経済振興課観光振興係長をしております篠永と申します。ただいまの栗栖委員の御質問に御答弁申し上げます。観光施設管理委託料の委託業者名、委託業務内容の詳細についてですけれども、観光施設管理委託業務は8件ございます。委託業者名、業務内容は次のとおりなんですけれども、まず一つ目が開陽台展望館清掃委託業務でございます。委託業者は広栄メンテナンス株式会社です。業務内容としましては、開館日4月29日から閉館日10月31日まで毎日の展望館清掃、場所としましては風除室、廊下、トイレ、1階共用スペース、2階展望回廊、屋上、パフォーマンスサークルでございます。また、4月下旬に開館前の清掃、それから11月上旬に閉館後の清掃を行っております。二つ目、開陽台観光施設管理委託業務でございます。こちらも委託業者は広栄メンテナンス株式会社でございます。こちらにつきましては年間を通しての業務となっております。駐車場、公衆便所、階段及びモニュメント、展望館、周囲の清掃点検、それから雑草木を含むごみの清掃、廃棄、そして一部除雪を行っております。三つ目です。開陽台トイレ浄化槽保守点検委託業務です。委託業者名につきましては有限会社北方産業です。駐車場トイレの浄化槽について、保守点検を通年で行っています。それから水質分析検査を年1回実施しております。4点目、開陽台展望館浄化槽保守点検委託業務、こちらも有限会社北方産業に委託しております。展望館の浄化槽の保守点検、通年で行い、水質分析検査を年1回実施しております。5点目、開陽台展望館警備委託業務です。こちらにつきましては、安定的な体制とするために長期継続契約しております。委託期間としましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。委託業者は、協和総合管理株式会社中標津営業所です。開陽台展望館1階部分でトイレを除く全ての設備を対象に、火災盗難その他の不良行為を防止するために、自動警報設備による警備を行っております。6点目です。開陽台展望館消防用設備点検委託業務です。こちらにつきましては北斗防災株式会社に委託しております。対象施設は開陽台展望館です。消防法施行法で定める防火対象物における消防用設備の適正な機能の保全を図ることを目的としており、対象設備は消火器、非常警報設備、誘導灯及び誘導標識でございます。業務内容につきましては半年ごとの定期点検、それから誤報を含む機器の異常が発生した場合の緊急対応となっております。7点目です。開陽台

展望館及び観光施設除菌清掃委託業務です。こちらは展望館清掃委託業務に附帯をし、経費の節減及び作業の効率化を図っております。そのため広栄メンテナンス株式会社に委託をしております。4月29日から10月31日の開館期間中に次亜塩素酸水による除菌作業を行っております。8点目、開陽台展望館開閉館業務委託でございます。こちらはテナント業者に委託することで経費の削減及び作業の効率化を図っております。委託業者は株式会社味のオーハシとなっております。業務内容は展望館1階及び2階の開錠施錠、それから軽微な環境整備、そして来場者数の報告となっております。以上でございます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○栗栖委員 はい。3番、栗栖陽介です。再質問させていただきます。最後の8点目ですね、開陽台展望館開閉業務委託、味のオーハシさんということなんですが、数人の町民からこういった話を聞いたんですよね。やっぱりダイレクトに天候に左右されるということで、町の店舗と違ってそういう左右されるということで非常に企業努力をされているという話を聞きました。それでそうですね、委託業者との良好な関係を維持するための業務連絡等や、あとはですね、委託金額の整合性っていうのは今まで図られたとてきたとは思うんですが、昨今の物価高騰もありますので令和6年度では委託金額の検討はされましたでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○観光振興係長 はい。経済振興課観光振興係長篠永でございます。休業が多いという状況で、天候に確かに開陽台は天候がすごく変わりやすいので、できるだけ早めに休業が必要な場合は早めにお知らせできるようにしたいとは思っているんですけども、なかなか天候が変わることも多く、早めにお知らせできる状況にないことは大変申し訳なく思っているところですが、まずはそういった業務の連絡というのは委託業者さんともこまめに行っているところで、可能な限り早めのお知らせができるように努めてまいりたいと思っているところです。また、委託業務料の算出についても御質問をいただきましたけれども、確かに人件費等最近上がっておりますが、業務単価については類似する業務単価を参考に、作業時間と人件費の水準を踏まえて算出をしているところでございます。こちらについても先ほどちょっと申し上げましたとおりに、テナント業者さんに委託することで経費の節減、それから作業の効率化と言うの図っているところなんですが、委託業者さんのはうに逐一何かあれば報告をいただいて、それを踏まえて年度ごとに更新していくことになるのかなというふうに考えております。以上でございます。

○栗栖委員 分かりました。以上です。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。なければ続いて36番、松村委員。

○松村委員 はい。15番、松村康弘でございます。企業誘致推進事業51万円、令和6年の予算委員会で地域の土地利用や諸条件も企業に対してPRして、企業誘致に結びつけたいということでございましたけれども、その成果についてお聞かせいただきたいのです。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○地域振興係長 経済振興課地域振興係長の猿谷です。ただいまの松村委員の御質問にお答えいたしました。令和6年度の企業誘致推進事業51万円の支出実績ですが、全額がテレワーク誘致推進事業の補助金としての支出でございます。テレワーク誘致推進事業の実績としましては、令和6年度は電子機器開発に関する会社1件、広告代理業、人材紹介事業を営む会社が1件、建築設計会社に所属する方が1件、個人で映像、音声、文字情報制作作業を営む方が1件の計4件の利用があったところでございます。利用者のうち1件は、令和6年度中に当町で事業所を開設するに至っておりま

す。また、他の1件ですが、令和7年度中にも中標津町を再訪していただきまして、テレワーク勤務が十分に可能であるとのことから所属会社及びグループ会社の社員旅行先へ中標津町を組み込む企画提案と、自身は数年以内の本格的な移住を検討していると伺っております。その他本件の決算と紐づく支出はございませんが、企業から進出のオファーがあった際には関係部署と連携して、町として丁寧な対応を心がけておりまして、いわゆるオーダーメード型の企業誘致施策とはなりますが、近年でも飲食店、小売店など複数の企業の進出が図られておりまして、これらも成果であると考えているところでございます。以上でございます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○松村委員 15番、松村康弘です。再質問をさせていただきます。テレワーク事業以外の部分での成果についてもお聞きしました。昨日、中標津町のホームページに関しての議論も随分いたしましたけれど、中標津町自身が企業に対して情報発信をどの程度しているのだろうか。いわゆる先ほどオファーがあった場合というふうに話しがありましたけれど、毎日の新聞の中にも非常にメッセージ性の富んだ広告を出している企業はあります。このメッセージを作った担当者というのはどう思いでこれを私たちに届けようとしているのかとか、そういうところからそれを褒めるとか共感するとかという部分のメールを送るとか、そういうこちら側から企業に働きかける、特に我が中標津町に来てほしい製造業、特に製造業は中標津町比率が低いのですけれども、そういう部分においてそういう努力というのはされてきたのでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○地域振興係長 経済振興課地域振興係長の猿谷です。令和6年度の予算審査特別委員会で松村委員から御提言いただきました企業の情報を収集し個別具体的な企業にこちらからアプローチをかけるといったような活動でございますが、企業側に個別提示できる土地や支援策などの材料が乏しい中では、こういった企業誘致を進めていくことは困難でありまして、そのような活動には至っていないのが現状でございます。しかしながら、書面でも回答しましたとおり、第7期総合計画ですか都市計画マスターplanなどで、町の将来ビジョンを示すことで企業側が町の施策を知ることや産業振興奨励金制度など、こういった環境整備も企業側の進出意欲を高めることになっているものと考えております。また、企業から相談があった際に丁寧に対応するという一見地道な努力であっても、企業誘致に結びつくものであると考えております。当町はそれら関係部局と連携した取り組みの中で、様々な飲食店ですか小売店など、様々な企業に出店進出をしていただいておりまして、現在の方法においても成果が出ているものと考えております。以上でございます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○松村委員 はい。15番、松村康弘でございます。再々質問になります。私の過去の発言を控えておいていただきまして、非常に感謝いたしております。問題は中標津町が企業に対して、集中的にどんなメッセージを出しているのか。私は地球が丸く見えるまち中標津町からこのような御挨拶をいたしますでも、相手にとっては非常に大きなインパクトがある、そういう町なんだと思っております。昔、C I コーポレーションアイデンティティっていう言葉を使って、アピールする種みたいたいものの中心をつくり上げようという部分がありましたけれども、今の中標津、今の御答弁を聞いていると中標津町にはそういう売りを立てるものがすごく弱いという自覚があられるのかなと思います。私は決してそうは思っておりません。我が中標津町は相当強い、そういう底力を持っていて、それをどれだけ積極的に発信して企業にこっちを向いてもらうかということだと思っていまして、今後とも努力をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○地域振興係長 経済振興課地域振興係長の猿谷です。松村委員のおっしゃりますとおり、担当としましては現在の中標津町の環境はとてもすばらしいものであると認識しております。個別具体的な企業にそのようなPRを個別に行っていくことというのはちょっと難しいことと思っておりますが、現在の中標津の環境においても多数の企業が自ら進出していただいていることを考えますと、この町を広く知っていただくことこそが、企業誘致の推進策ではないかと考えておりますので、関係施策と連携した中でまちの魅力を広くPRする、情報発信力を強化するというようなことは引き続き努力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○松村委員 はい。よろしくお願ひします。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続いて39番、宗形委員。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。多文化共生推進事業について質問させていただきます。国際交流員、2名着任したということで、答弁書の中にもあります技能実習生に対してですね、どのようなサポートを行ったのか件数を詳細に説明をお願いいたします。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。私のほうから、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。多文化共生推進事業におきますサポート事業、こちらにつきましては、まず用務上必要がない限りは名前であるとかビザの種別、こちらについては確認を現在行ってはおりません。ですので、今回御質問いただきました技能実習生に限定するようなサポート実績を明示していくってなかなか難しいところもございますが、書面答弁におきましては、私どもで把握する限り確実に技能実習生に対して行った令和6年度のサポート事業を記載をさせていただきました。それをちょっとお話しをさせて御説明をさせていただきたいと思います。個別におきましては、行政手続における相談や通訳、こちらにつきましては主に窓口の対応、また電話、それからフェイスブックのメッセージによる対応、こちらを行っております。こちらにおきましては具体例といたしましてはベトナム人、それからインドネシア人の技能実習生からの行政相談の通訳の支援であるとか、ビザの手続に関する相談、こちらのほうを受けております。また、令和6年9月になります。こちらはベトナム人の技能実習生を雇用している町内の事業者から相談を契機といたしまして、町のごみの分別ポスター、こちらをまずベトナム語への翻訳を行い、また、CIRの語学を生かしましてロシア語それから英語、こちらの多言語化を行ってございます。また、令和7年3月には日本語の勉強会、こちらを開催しております。こちら主に町内で働く方であったり町内の事業者、外国人の住民、こちらを対象に行っておりますが、12名参加いただきましたが、この中には技能実習生が3名参加をいただいております。また、書面答弁には記載しておりませんが、先日JICAfeの委員も御参加いただきましたけども、交流事業、こちらを令和6年度は合計で13件ほど開催をしております。外国籍の方、延べ人数で200名程度参加をいただいていると把握をしてございます。こちらは冒頭申し上げましたが国籍であったりとかビザの種別、こちらの分類は行っておりませんが、私どもの確認した中ではベトナム人、それからミャンマー、インドネシア人、こちらの技能実習生の参加を確認をしてございます。この交流事業には本町における生活サポート、それから交流のサポート、こちらの意味合いもございますので、この場で参考までに御報告をさせていただきます。以上でございます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。はい、様々なCIRの方が活躍されているのかなというふうに思います。最初予算委員会のときに、なぜこの方がベトナム人

とキルギス人なんだというようなお話をしたときに、ベトナム人が今1番中標津町に住まわれていて技能実習生もいるからだというような答弁だったかと思います。なので、ベトナム人もいろいろ参加してもらって通訳の、例えば事業者の案件だとごみの分別の翻訳もしてもらったとかっていうことなんですが、やっぱり彼ら来てもらっている彼らは、やっぱりほとんど日本語ができない状態なので、今言わされた生活のサポートとかもう少し細かく分類と言うか、本当に何て言うんでしょうね。日本語のサポート、直接では伝えられない、事業者に伝えられないサポートとかっていうのは結構あるんです。なので、そういう広くではなく、もうちょっと細かい目線で彼らを使ってあげられると、彼らの本当の能力って言うか、やっぱりそういう日本語に長けてますので、そういう事業者さんがつながりとかやっていけるのかなあと、サポートできるのかなとは思いますけども、その辺りの事業の深みって言うか、中身についてどのように考えていますでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えを申し上げます。ちょっと私着任前ではございましたけども、御意見の中で委員会のほうでしょうか。せっかく来るCIRのマネジメントに関する御意見をいただきいたように記憶をしてございます。せっかくそういう有益な能力の高い方、来られるものを使いこなすのは我々の責任であると思っております。そのような中で外国のサポート、さらに深みを求めるという御意見ごもっともと考えてございます。今年度は今度の日曜日にも実は開催いたしますが、日本語の扱いが難しいという方に向けて日本語の学習会、これを今年度新たに立ち上げてございます。今年度、3月までまず実施していこうということで、なかなか我々も検討しながら、いろいろCIRと相談しながら進めているものもございます。このような形でスポットでさらに困っている方の相談を受けながらですね、対応していくという当然のことだと思いますので、よりその辺り私たちも入りながらですね、事業を多角的にそれから複数回開催してまいりたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。以上です。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。すみません。次の質問に進む前に説明員の方にお願い申し上げますが、すみません。委員のほうもメモを取りながら聞いておりますので、もう少しだけゆっくりしゃべっていただけると、記録の都合もありますので、よろしくお願いします。それでは続きまして40番、武田になります。1番、武田開人です。外国人財誘致推進事業においてですね、こちら事業評価が曖昧ではないかということで質問させていただきまして、答弁をいただいた中では外国人財誘致推進事業の設立時の成果指標として、在留資格の審査交付率を1割ずつ押し上げるということを設定されたということで、令和5年が審査交付率62%、6年度が58%で若干落ちて、令和7年度には93%に審査交付率が上がったというふうな記載がございます。ただこの審査交付率というのが、これが上がった経緯というのが日本語学校ですね、町内にある日本語学校が令和7年度、令和6年度中に適正校に認定されて、令和7年度の交付率としては93%に上がったというふうに記載されております。なので、この審査交付率の上昇に関しては海外プロモーションの成果等と直接結びついていないのではないかというふうに考えたのですが、いかがでしょうか。はい、お願ひします。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。本事業、まずこの外国人財誘致推進事業につきましては、日本語学校の開校を機に多様な外国人材を誘致する目的で令和5年度に創設をしてございます。創設当时、創設の当時ですが、まちづくりの基本計画と言います総合計画におきまして、適切な本事業に対する適切な目標設定がなかったという状況がまずございます。その中で、この事業の財源が留学生の誘致並びに支援を目的とした特別交付税であるという都合もございまして、成果指標といたしましては書面答弁

にあるように、在留資格の審査交付率、こちらの上昇に定めて、そのような説明を行った事実がございます。ですので、この海外プロモーションのKPI目的ということではなく、外国人財誘致推進事業全般の目標として、まず御理解をいただければというふうに思っております。続きまして御質問の審査交付率につきましてですが、この新規校、新しくできた学校につきましては特に厳しい審査が法務省出入国在留管理庁において設けられておりまして、在留資格の交付率が低くなる傾向にございます。このため、この事業により優良な留学生の誘致に取り組むことで申請者の人数ではなくて、質の向上を図るものでございます。こちらのほうが図られまして、交付率の上昇による誘致の推進を期待したものでございます。なお、参考までですが、本事業開始前の令和3年度につきましては交付率は12%、それから令和4年度につきましては11%という審査の交付率となってございます。なお、この事業開始後、様々な御意見をいただいております。これら議会の御意見なども含めまして、現在は留学生だけではなく多様な人材の誘致にも可能な中で取り組んでございます。今後の指標といたしましては、現在、総合発展計画の後期計画を策定中でございますので、その中で多様な外国人材の人数につきましても、目標として盛り込んでいければと考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○武田副委員長 再質問させていただきます。1番、武田開人です。ただいま御丁寧な答弁いただきましたが、やはりやっぱり審査交付率で見た場合、プロモーションの成果というものが直接あらわれにくいのではないかというところもありまして、こちらは審査交付率と交付者数が記載されていますので、逆算して審査に応募された方の人数を私なりに計算してみたんですけども、令和5年度が62%で32名なので、応募された方審査申請された方が52名、同様に令和6年度が60名で、令和7年度が60名になるのかなというような計算になったんですが、これで言うと答弁の中にもありますようにプロモーション等の成果が翌年度以降にわたり顕在化していくというようなお考えということですが、令和7年度については、少なくともこちらプロモーション始まって2年程度経つてますので、何か効果が出てきているのかなと思いますが、審査交付率が上がっていますが、在留資格の審査の申請については令和6年度の60名から令和7年度60名と変わらずと言うところになってますが、この点についてこちらの事業が効果的に行われているのかどうかという評価はいかがなんでしょうか。はい、お願いします。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えをいたします。令和6年、令和7年の申請者が60名で同じじゃないかというお話しかと思います。学校の定員が60名となってございますので、そちらにつきまして60名がアッパー、それより増えることはまずないということで御理解をいただきたいと思います。そのような中で、令和6年は58%で審査交付率なんですが、ビザ交付を受けましたが入学しない方もいらっしゃいますので、必ずしもその生徒数とイコールになるわけではございません。ここをまず御理解いただければと思います。そのような中で交付者につきましては令和6年が35人に交付をしている。そして令和7年は56人に交付をしているということで、適正校に上がったところで確実に交付率は上がっているというところでございます。また、繰り返しになる部分がありますが、成果指標の中における交付率につきましては、申請者の数が多いから上がるというものではなくて、やはりその方の金銭的なバックボーンであるとか、それから国の信頼度、その方の家庭の信頼度、これらが審査交付率は如実に反映されます。そのためにはやはり優秀な生徒さん生徒候補者に志望いただく、このためにはまず本町の名前を知っていただくこと、そして競争を生む、倍率を生むことによって優秀な生徒候補者が来ると、このように考えておりますので、この辺りを総合的に審査交付率を成果指標、目標として上げたというふうにして事業を創設しておりますので、御理解いただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○武田副委員長 再質問させていただきます。1番、武田開人です。それでは60人がアッパーで申請しているうちの審査交付率が上がってるということだったんですが、優良な留学生の確保ということですが、それは現地のほうでは実は60名以上の応募希望者があって、その中で何か一旦、足切りじゃないんですけど、そういう基準下で選定されているということでしょうか。はい、お願ひします。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えをいたします。生徒募集の詳細まで正直今把握している資料はございませんので明確に御答弁は難しいですが、定員60名を満たしているということで、少なくとも60名以上の応募あったというふうに理解をしていくところでございます。以上です。

○武田副委員長 分かりました。私のほうからは以上です。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続いて41番、こちら続いて私1番、武田開人です。外国人財誘致推進事業の中で海外プロモーション実施されていますが、こちら海外プロモーションの要求水準書、公募型のプロポーザルの資料が町のホームページの中で令和5年度分しか見当たらなかったので、それに関連する要求水準書も令和5年度の分しかちょっと私は見つけることができなかったのですが、令和6年度について同様な要求水準書等はございますか。お願ひします。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。私のほうから御答弁を申し上げます。御指摘のありましたとおり、令和5年度、この事業創設の際、プロポーザル方式により業者を選定しております。その際は町のプロポーザル方式業者選定実施要綱第12条に基づきまして、要求水準等説明書を交付をしてございます。その翌年以降6年度、7年度につきましては、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号及び第7号の規定に基づきまして、随意契約により契約を締結をしてございます。その際は仕様書にあたります委託業務処理要領、こちらを交付してございます。内容につきましては、要求水準説明書とおおむね同様の内容かと理解をしております。以上です。

○武田副委員長 再質問させていただきます。1番、武田開人です。海外プロモーションについて、令和5年度から令和6年度で改善されたということで、当初、留学生の誘致が主な目的だったところだと思うんですけども、それ以降町内事業者も同行してのプロモーション等ということで若干内容が変わっていると思うんですが、それに関しても新たに公募はせず、令和5年度に募集したところで委託をしたというところで間違いないですか。はい、お願ひします。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えをいたします。令和6年度から様々な御意見、留学生だけではなく外国の就労の人材であるとか、多様な人材を募集することも入れていきたいとそのように考えまして、町のほうの予算におきまして、民間の事業者様を帯同するようなものを行ってございます。ただこの事業の海外プロモーションの形式につきましては変更はございませんので、プロポーザル方式ではなく委託仕様書にあたります委託業務処理要領、こちらのほうを交付して対応いただいているというところでございます。パンフレットの作成であるとか、それから動画の作成、こちらにつきましては、令和5年度の事業と変更はない、そのように御理解いただいてよろしいかと思います。以上です。

○武田副委員長 私からは以上です。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして42番、私が続きますが1番、武田開人です。空港利用促進対策事業として計上されているものの中で空港活性化事業、こちら支出の中で入っておりますが、こちらの具体的な事業内容を御説明いただけますでしょうか。はい。

○空港対策係長 空港対策係長の猿谷です。42番で書面で回答しておりますが空港活性化事業429

万4607円の具体的な部分ですね。はい。空港活性化事業429万4607円の具体的な事業内容でございますが、まず一つ目は、中標津空港へのF D Aチャーター便就航を記念する歓迎イベントに係る支出でございます。令和6年度は高知空港から中標津空港へのチャーター便が企画されまして、多数の御予約をいただいておりましたので、発着に合わせて歓迎イベントを企画し管内各市町のノベルティをお配りする予定でございましたが、残念ながら台風が直撃しチャーター便が欠航となつたところでございます。もう一つ、こちらが空港活性化事業、令和6年度の事業額の主な部分を占めておりますが、中標津と新千歳丘珠を含む札幌線の航空ネットワークの持続的な発展を目的として、札幌駅前地下歩行空間で壁面広告を4週間掲出しまして、その期間中2日間、ANA、HAC、J A L、管内自治体合同でPRイベントを実施したところでございます。こちらはライバル関係にあるエアライン両社と自治体が連携し同一の取り組みを行うということで、極めてまれな事業として報道されたところでございます。こちらの事業につきましては、中標津空港と中標津空港とつながる新千歳空港、丘珠空港のPRを行つたもので、事業費の半額に北海道の航空課から道内航空需要創出広域連携事業補助金というのをいただきまして、そちらを使っております。以上でございます。

○武田副委員長 私からは以上です。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして46番、1番、武田開人です。まちなか賑わい推進事業、こちらの事業評価をどのように評価しているのかということで説明願いましたが、答弁書の中で事業の性質上定量的な成果指標の設定は困難であるというふうな御答弁をいただいております。ただ一方で、各種事業者、例えば宿泊であつたり今の空港の利用もそうですが、そういったところで何か利用者の増加、肌感覚ではあると思うのですが、そういったところのを調査してですね、この事業の具体的な成果を何か評価するということはできないのでしょうか。はい、どうぞ。

○商工労働係長 経済振興課商工労働係長の沖田です。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。書面回答させていただいた内容と一部重複するんですけども、今回の当該事業につきましては、中標津町商工会などが主催するまちなか賑わい秋の陣及び中標津はしご酒大会の開催に対する補助金となります。いわゆる他団体が開催するイベントに対する補助金というところになりますので、町として定量的な目標を設定することは難しいと考えてございます。また、今委員から御提案いただきました成果指標につきましては、まちなか賑わい秋の陣及び中標津はしご酒大会の主なターゲットは町民及び近隣自治体の方となってございますので、御提案のあった宿泊者数であつたり空港利用者の等のですね、定量的な目標設定は難しいと考えてございます。以上です。

○武田副委員長 はい、分かりました。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして47番、阿部委員。

○阿部隆弘委員 はい。6番、阿部隆弘です。主要施策の新商品開発等チャレンジ支援事業について成果等を御回答いただきましたが、報告いただきました新商品開発改良事業で7件、それと販路開拓事業で1件とありましたので、それぞれの事業内容について詳細に説明いただくことは可能でしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○商工労働係長 経済振興課商工労働係長の沖田です。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。こちらも一部書面回答と重複させていただきますけども、改めて御説明させていただきます。今回新商品開発改良事業として7件活用されまして、活用されました事業者様の業種としましては、製造小売業が5件、飲食業が1件、土木農林業が1件となってございまして、具体的な内容につきましては、シイタケを使ったスナックの開発であります。既存のアイスクリームのパッケージの改

良、また鹿の骨を使ったペットフードの開発等に活用されたところでございます。また、販路開拓事業では1件活用されておりまして、業種としましては酪農業で1件活用されてございます。具体的な活用内容としましては、こちらの事業者様が令和4年度のアフターコロナに向けた特産品開発等支援事業補助金を活用された事業者様でございまして、その際に開発された新商品のウェブによる発信の取り組みに活用されたところでございます。以上です。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。続きまして48番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。旬の食材活用推進事業、約2年間にわたり行われた事業であります。答弁の中でハッシュタグキャンペーンなどをやって、このインスタのフォロワーが1390人まで非常に多くのフォロワーを獲得したとあります。現在、今朝見たところ1399人、今でもフォロワーが増え続けているこのインスタのアカウントを、せっかくこれだけのフォロワーを得たので、このまま停止させて古い情報を流し続けるのは非常にもったいないなというふうに思うんですが、この活用などは令和6年度中、また現在に至るまで続いているので、何か考えられないんでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○観光振興係長 はい。経済振興課観光振興係長をしております篠永です。ただいまの江口委員からの御質問に御答弁申し上げます。当該インスタグラムアカウントにつきましては、旬の食材活用推進事業の広報の一環として開設をして、旬のごちそうが味わえる町としての魅力発信を目的に運用してまいりました。御意見をいただきましたとおり、多くの方にフォローをしていただけたことは本当にありがとうございました。アカウントは事業の一環として運用していたもので、現在は発信する内容ですとか体制がないため新たな投稿は行っておりません。そしてですね、その古い情報を発信するということになつて、御意見をいただいたとおりなってしまうんですけれども、アカウントの取扱いとしましては、これまでの取り組みですとか発信内容を閲覧できるように、アカウントは残しているところなんですけれども、一応ですね、インスタグラムのアルゴリズムでは最新の投稿を優先表示するため、投稿が途絶えたアカウントは自然とタイムラインやおすすめに出なくなる、皆さん自分が自分がフォローしたこと、だんだん忘れていくような状況になっていくかと思うんですけども、ちょっと不思議なことに急に増えてしまつたんですけれども。はい。ですので投稿を停止してから現在半年程度で経過しました。今後につきましてはまず、不適切なコメントですとかスパムなどといった放置リスクにつながらないかどうかの点検っていうのを行つていき、投稿停止から1年後程度をめどにアーカイブとして残すために、非公開の設定を行おうと思っているところでございます。はい。以上でございます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 アルゴリズムでおすすめが自然にされなくなるという部分は分かるんですが、実際にフォロワーが増えているというところで、例えばですね、インスタで中標津のグルメとかランチとかというワードで検索などされた場合にはひっかかってしまう可能性がありますし、その中でもう事業終了しましたとかっていう書き込みもないで、やっているんだろうなっていうふうに思われて、町内外の方がそのお店に行ってやってないっていうことが万が一起こつてしまつてはというところを思いますので、非公開にするのであればそれもありかと思うんですが、ただこのやはり1400人ぐらいのフォロワーさんというのは非常にもったいない感じがするので、例えばこのままアカウントをこれまでのアーカイブはそのまま残すとして、タイトルとかも全部変えて、商工会ですか

飲食業連合会さんのほうで引き続き町のグルメ紹介サイトのように活用していくだとか、そのような方法というのは考えられないんでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○観光振興係長 はい。経済振興課観光振興係長篠永でございます。ただいまいただいた再質問についてお答えをさせていただきます。引き続きアカウントを他の団体等に有効活用をしていただくということについては予定しておりません。一応、それぞれの団体のほうで既に運用しているもの、公開しているもの等があるかと思いますので、このアカウントフォローしていただいた方っていうのは、旬の食材を活用した中標津のごちそうが味わえるっていうテーマに引かれてフォローをしていただけたものと思っております。非常に多くの方にフォローをしていただきましたが、フォローの属性としましても、どちらかと言うと本当に食に関心の高い方たちにフォローをしていただけたというふうに思っているんですけども、そういったフォローをしていただいた方が、また違う団体の投稿が始まったときに、どういった印象を持たれるのかっていうことも大事に考えていかなければ、そういったことを検討するのであれば、そういったどういった印象を抱かれるのかっていうこともしっかりと考えていかなければいけないのかなというふうには思っております。また、ちょっとこんなにせっかく多くの方に本当にフォローをしていただけたので引き続き中標津町の何か発信できたらいいのかなというふうにも思いましたけれども、この多くの方に注目していただけたっていうのは、おいしいものをきちんとおいしいものとして認知していただけるように、カメラマンさんとかも同行して写真を撮って、その素材を使って発信っていうのを行ったという部分もあります。そういった体制的な部分もあっての成果かなというふうに認識しておりますので、このインスタグラムについてはそういった体制もとれなくて事業の終了もしておりますので、先ほどお話をしたようにアーカイブとして残すために非公開等の整理をしていくっていう形をとりたいと思っています。ただ、先ほども御意見いただいたように、まだ多くの方にフォローしていただいている状況で、このメニューの提供はあるんじゃないかというような誤解を与えるという可能性は確かにありますので、非公開にする前に、一度、この事業のほうは終了しておりますというような周知を行うということも必要なのかなというふうに思いました。ありがとうございます。以上でございます。

○武田副委員長 すみません。委員の皆様にも再度お願い申し上げますが、再質問の際も議員番号と氏名を述べてから発言のほうをお願いします。はい、お願いします。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。今おっしゃられたように、例えばインスタであればトップに固定で事業の終了を周知していくことの必要性があるのではないかというふうに感じます。それとともに町のホームページにも現在まだリンクが残されていて、そちらのほうも事業終了という部分がうたわれていないので、併せてそのような周知をしていくことが必要ではないかと思うんですが、この辺りはいかがでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○観光振興係長 はい。経済振興課観光振興係長篠永でございます。ただいまの江口委員からの御質問について御答弁申し上げいたします。確かに町のホームページに掲載している事業記事というのは、そのまま載せている状況でございます。また、こちらにつきましては情報の混乱を避けるために終了のお知らせをした後、削除を行いたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○江口委員 以上です。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。なければこれで経済部の説明を終わります。ここで13時まで休憩といたします。お疲れ様です。